

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

息子の借金を親が返済した場合

Q：私は、事業に失敗し、無財産の状態
借金の返済ができなくなりました。
そこで、父が私に代わり借金の返済をして
くれましたが、この場合にも、贈与税は課税さ
れますか。

A：資力を喪失して債務弁済が不能な者の
債務を、その扶養義務者が支払った場合には、
贈与税は課税されません。

【解説】

財産を著しく低い価額で譲り受けた場合や
債務の肩代わりをしてもらったような場合に
は、それによって利益を受けることになりま
す。その利益は法的には贈与によって受けた
ものではありませんが、その経済的効果にお
いては財産（利益）の贈与を受けたのと何ら
変わりがないので、贈与による財産の取得と
みなして贈与税を課税することにしています。

しかし、支払者が借主の扶養義務者であり、
かつ、借主が資力を喪失して債務を弁済す
ることが困難である場合には、その弁済す
ることが困難である部分の金額については、贈与
とはみなされないこととなっています。

弁済することが困難である部分の金額とは、
債務超過部分の金額から、債務者の信用によ
る債務の借換え、労務の提供などの手段によ
り近い将来においてその債務の弁済に充てる
ことができる金額を控除した金額をいうもの
とされていますが、特に支障がないと認めら
れるときは、債務超過部分の金額を、弁済す
ることが困難である部分の金額として取り扱
ってもよいことになっています。

